

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月30日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
竹山小学校 食器洗浄機修理
- 2 履行場所  
横浜市緑区竹山3-1-16  
横浜市立竹山小学校
- 3 契約日  
令和8年2月24日
- 4 履行日又は履行期間  
令和8年3月31日
- 5 契約金額  
26,400円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
横浜市南区新川町3丁目5番地  
有限会社 相模厨房
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
令和8年2月20日に給食室食器洗浄機の種火点火用のガス調節つまみが動かなくなり、種火点火が不可となった。そのため食器洗浄機で湯が出ず、食器洗浄機による食器洗浄を行えなくなった。衛生上、早急な修理が必要なため、**緊急契約での作業を実施した。**
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管  
横浜市立竹山小学校